

賽銭にもキャッシュレス決済!?

お正月の風物詩が変わる

初詣に行って、柏手を打ち、お賽銭を投げ入れる。祈願しているのは家内安全、それとも商売繁盛、受験生のいるうちは合格祈願でしょうか。おみくじを引いて一喜一憂し、お守りやお札を買って帰る。昔から変わらないお正月の風景だと思っていたら、そうでもなくなってきたようです。



賽銭にスマートフォンによるキャッシュレス決済を用いる神社や寺が増えつつあるようです。小銭がいらなくて便利の声がある一方で、ありがたみがない、信心が伝わらない、などの意見があるのもっともです。

お守りもデジタル化

賽銭はともかく、お守りやお札、おみくじの代金の支払にこのキャッシュレス決済が使われるケースは、これからますます増えてくるのではないのでしょうか。おそらく、ほとんどの参拝客は普通にお買い物感覚でお守りやお札、おみくじを買っているでしょう。また、もうすでにあるようですが、デジタルお守り・デジタル御朱印がもっと普及したりするかもしれません。



お賽銭と税務

税法では、お守りやお札、おみくじを販売しても、それはお賽銭と同じなので、収益事業の物品販売業に当たらないとして、宗教法人は課税を受けません。ただし、絵葉書、写真帳、暦、ろうそく、供花等、宗教法人以外の者が販売できるようなものを同様の価格で販売している場合には、物品販売業として課税を受けることになっています。



上原会計事務所
松本市島立1095番地1デザインセンタービル2F
Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516